

(改善命令)  
第三十二条の十二 国家公安委員会は、適格都道府県センターの差止請求関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、適格都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。  
(認定の取消し等)  
第三十二条の十三 国家公安委員会は、適格都道府県センターについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第三十二条の五第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第三十二条の五第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第三十二条の五第五項第二号に該当するに至ったとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反したとき。

2 国家公安委員会は、前項の規定により第三十二条の五第一項の認定を取り消したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。  
(国家公安委員会規則への委任)  
第三十二条の十四 第三十二条の四から前条までに規定するもののほか、適格都道府県センターに

第三十二条の十四 第三十二条の四から前条までに規定するもののほか、適格都道府県センターに  
関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。  
第四十条中「第八条第四項の規定による確認」の下に、「第三十二条の五第一項の規定による認定、第三十二条の十三第一項の規定による認定の取消し」を加える。  
本則に次の一条を加える。  
第五十二条 第三十二条の十一第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 附則第三十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十七号)の公布の日又はこの法律の施行の日をいづれか遅い日

(経過措置)  
第二条 この法律による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定によつてした命令は、それぞれ、この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定によつてした命令とみなす。  
(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(職業安定法等の一部改正)  
第四条 次に掲げる法律の規定中、「第四十八条」を、「第五十条(第二号に係る部分に限る。)」に改める。

- 一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十二条第一号
- 二 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第五十六条第一号
- 三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十三条第四号イ及び第三十二条第一号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号  
五 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十三条第一号  
第五条 次に掲げる法律の規定中、「限る。」の下に、「及び第五十二条」を加える。

- 一 職業安定法第三十二条第一号
- 二 船員職業安定法第五十六条第一号
- 三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十三条第四号イ及び第三十二条第一号
- 四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第六条第一号

五 港湾労働法第十三条第一号  
(金融商品取引法等の一部改正)  
第六条 次に掲げる法律の規定中、「第三十二条の二第七項」を、「第三十二条の三第七項」に改める。

- 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第二号ト
- 二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号
- 三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第二号
- 四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五条第一項第三号の二
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七条第五項第四号八
- 六 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六条第六号二
- 七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号八

第七条 次に掲げる法律の規定中、「第三十二条の三第七項」の下に、「及び第三十二条の十一第一項」を加える。  
一 金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号ト  
二 建設業法第八条第八号  
三 港湾運送事業法第六条第二項第二号  
四 宅地建物取引業法第五条第一項第三号の二  
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第五項第四号八  
六 不動産特定共同事業法第六条第六号二  
七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十二条第一項第二号八

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
第九十八条第四号中、「禁錮」を、「禁錮」に改め、同条第五号中、「第四十七条 第四十九条若しくは第五十条」を、「から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)」若しくは第五十条に改める。  
(酒税法の一部改正)  
第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

- 第十号 酒税法の一部を次のように改正する。
- 第十号 酒税法の一部を次のように改正する。
- 第十号 酒税法の一部を次のように改正する。
- 第十号 酒税法の一部を次のように改正する。

(関税法の一部改正)  
第十一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第七条の五第一号口中、「禁錮」を、「禁錮」に改め、同号八中、「第三十二条の二第七項」を、「第三十二条の三第七項」に改める。